

## 安全で安心できる子育て環境の整備

「安全で安心できる子育て環境の整備」では、次代を担う子どもと子どもを育成する家庭を支援する子育て環境の整備について定めており、「安全・安心」を基本として、「地域」、「職場」及び「街づくり」の3つの観点から、子育て環境の整備に取り組んでいくこととしている。

### 1 子どもの安全が確保できる地域づくり

#### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

##### 【現状】

交通事故死者数は減少傾向にあるものの、交通事故件数は増加傾向にある。

##### 【今後の取組方針】

交通安全教育は、交通安全教育指針を基準として体系的かつ段階的な交通安全教育を推進していく。交通安全教室などは、受講者の特性に応じ、誰もが理解できる教育内容とするとともに、参加・体験・実践型の教育内容とする。

県立高等学校では、保護者と連携を図り、「四ない運動」を推進していく。

地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、引き続き、市町村、保育所、幼稚園、学校、児童館、関係民間団体等と連携・協力をとりながら、交通安全教育に携わる者の指導力の向上及び地域における民間指導者の育成を図っていく。

チャイルドシートについては、関係機関・団体等と連携し、あらゆる機会を通じて着用の徹底を図っていく。

##### 【平成21年度までの取組】

- ・ 体系的かつ段階的な交通安全教育
- ・ 交通安全教室
- ・ 県立高等学校における「四ない運動」
- ・ 交通安全指導者の育成に関する研修
- ・ チャイルドシートの着用に関する啓発活動

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### 【現状】

犯罪等による子どもの被害については、5年前と比べると、大きく増加している。  
また、女性、子どもを対象とした犯罪も確実に増加している。

### 【今後の取組方針】

愛知県安全なまちづくり条例（平成16年3月26日条例第4号）に基づき、県民の犯罪防止のための自主的な活動を支援し、県、県民、事業者、市町村等が一体となって、安全なまちづくりをより一層推進していく。

子どもを犯罪等の被害から守るための取組については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に従い、市町村教育委員会、関係機関などに働きかけるとともに、その推進に努めていく。

### 【平成21年度までの取組】

- ・ 安全なまちづくりに関する広報・啓発活動
- ・ 学校等、保護者、地域ボランティアなどと連携した子どもを犯罪等の被害から守るための活動  
「こども110番の家」の設置の拡大
- ・ 防犯訓練、防犯教室の開催
- ・ 安全マップなどの情報提供

## (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 【今後の取組方針】

青少年に対する有害環境の浄化に向け、愛知県青少年保護育成条例（昭和36年3月28日条例第13号）に基づき、適切な規制を実施していく。

また、関係業界に対して、青少年の健全な育成環境づくりに対する協力依頼を行う。

### 【平成21年度までの取組】

- ・ 愛知県青少年保護育成条例に基づく有害図書類、有害がん具類、有害広告物等の適切な規制
- ・ 関係業界への自主規制等に関する協力の働きかけ

## 2 安心して子育てができる職場づくり

### 仕事と子育ての両立の推進

#### 【現状】

県内の女性就労状況については、女性の雇用者は年々増加し、雇用者全体に占める割合は、平成15年において約4割を占めている。

平成14年に愛知県が行った調査によれば、育児休業制度の整備状況は72.3%(30人以上の事業所)となっている。

次世代育成支援対策推進法第12条の規定により、国及び地方公共団体以外の事業主(一般事業主)のうち301人以上の労働者を常時雇用する者は、平成16年度末までに「一般事業主行動計画」を策定することが義務付けられた。(300人以下の事業主は努力義務)

#### 【今後の取組方針】

ファミリー・フレンドリー企業概念の普及を図り、職場優先の企業風土を是正し、労働者の家庭的な責任に配慮した雇用環境づくりを推進していく。

労働者の価値観の多様化や仕事と家庭の両立などのニーズに応え、法を上回るレベルの育児・介護休業制度の実施を始めとして、短時間勤務制度やフレックスタイム制などの柔軟な働き方ができる制度の導入を図っていく。

育児休業制度の導入及び利用促進や一般事業主行動計画の策定の促進を図るため、強化旬間を設けて、事業所を巡回指導するとともに、市町村や事業主団体、労働団体と連携し、制度導入策を働きかける。

#### 【平成21年度までの取組】

愛知県ファミリー・フレンドリー企業の認証及び表彰

育児休業制度の導入及び利用促進のための普及啓発の推進(巡回指導を含む)

「仕事と家庭の両立支援」をテーマとしたセミナー・講座の開催

一般事業主行動計画に係る広報・啓発(巡回指導を含む)

### 3 安全で安心して子育てができる街づくり

#### (1) 良好な住環境の整備

##### 【今後の取組方針】

あいち21世紀住まい・まちづくりマスタープランのチャレンジプロジェクト「公共賃貸住宅再生モデルプロジェクトの推進」により、県、市町村、都市再生機構、住宅金融公庫が連携して、子育て支援機能の充実も踏まえた、公共賃貸住宅の建替や全面的改善を推進していく。

また、都心住宅の供給にあたっては、推進施策「住まいづくりを通じた地域の再生・活性化」により、子育て支援施設等の整備も踏まえ、中心市街地居住者の生活利便性の向上と安全な居住の場としての再生を図っていく。

シックハウス対策については、室内空気質測定器の貸出や設計者に対する研修などの啓発活動を推進していく。また、シックハウス症候群の発生を未然に防ぐための相談、広報・啓発、予防指導などの活動を行っていく。

現行の優先入居制度の周知に努めるとともに、小学校就学前の子どもがいる世帯を対象とした優先入居制度の創設や入居要件の緩和を実施し、県営住宅の活用を図る。

##### 【平成21年度までの取組】

- ・ 市町村等の関係機関と連携して、子育て支援施設を併設するなど、子育てに配慮した公共賃貸住宅の整備  
子育て世帯を対象とした優先入居制度の創設と入居要件の緩和

#### (2) 安全な道路交通環境の整備

##### 【今後の取組方針】

「すべての人々に便利で利用しやすい歩道の整備」として、段差のない平坦で幅の広い自転車歩行者道の整備を進める。

「あんしん歩行エリアの整備」として、通過交通の進入を抑え、歩行者中心の道づくりを面的に進めるあんしん歩行エリア対策を住民、交通管理者及び道路管理者が一体となって推進する。

「主要駅周辺等での歩行空間のバリアフリー化の推進」として、主要な鉄道駅等を中心とする地区において、高齢者、身体障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

##### 【平成21年度までの取組】

歩道の整備の推進

あんしん歩行エリア内の死傷事故の抑止

主要な鉄道駅等を中心とする地区におけるバリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備

80か所の整備地区における信号機のバリアフリー化の拡大

### (3) 安心して外出できる環境の整備

#### 【今後の取組方針】

人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年10月14日条例第33号）に基づき、市町村との連携を強化し、継続して人にやさしい街づくりの推進を図っていく。

条例の改正により、整備対象となる施設が拡大され、整備基準が拡充されたことを踏まえ、不特定多数の者が利用する施設等のバリアフリー化を、より一層進めていく。

市町村等が実施する人にやさしい街づくり事業等に対して、地域で適切な助言等ができる人材の養成や地域セミナーなどの学習の機会を提供することにより、県民とのコンセンサスの形成を図っていく。

県営都市公園では、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、公園施設のバリアフリー化を進めていく。

県営都市公園の遊具の安全対策については、順次修繕等の改善措置を行っていく。

#### 【平成21年度までの取組】

不特定多数の者が利用する施設のバリアフリー化の推進

人にやさしい街づくりに関する教育・広報活動の推進

- ・ 県営都市公園におけるバリアフリー化
- ・ 県営都市公園の遊具の安全対策
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布に関する市町村への働きかけ

### (4) 安全・安心まちづくりの推進

#### 【今後の取組方針】

愛知県安全なまちづくり条例に基づいて、犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の普及に努めていく。

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の整備にあっては、「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を踏まえ、防犯性の高い施設の整備に努めていくとともに、その普及にも努めていく。

住宅については、建築業者、所有者、管理者等に対して、「住宅に関する防犯上の指針」を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及に努めていく。

県営住宅においては、指針に基づき、防犯性の高い住宅を整備するよう努めていく。

#### 【平成21年度までの取組】

- ・ 犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の普及
- 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置の設置の拡大